



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部

平成23年7月16日(土) (第20報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

— 第20報の紙面 —

1	お知らせ【一部新規】	1	◆ 各種相談窓口のお知らせ	7
2	雇用に関する情報【一部新規】	3	◆ 市町村問い合わせ先一覧(7月16日現在)	10
3	住宅に関する情報【更新】	5		
4	医療及び介護に関する情報	6		

1 お知らせ

(1) 「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言について

福島県では、「ふくしま」の将来を担う子どもたちを、何としても守り抜くため、校庭の表土除去や線量計の配付、長期にわたる県民の健康管理、ホールボディカウンターの整備、さらには、自然体験活動への支援など、考えうる、あらゆる手立てを「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」として取りまとめ、このプロジェクトに総力を結集して取り組むべく、以下の「ふくしま」の子どもを守る緊急宣言を発表しました。

子どもは社会の宝であり、子どもが元気で明るく心身ともに健やかに成長することは社会全体の願いである。

しかし、今、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県民の安全と安心を根底から揺るがし、特に子どもたちの生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

「ふくしま」の未来を担う大切な子どもたち。その子どもたちが、青空の下で伸び伸びと活動できるよう、安全で安心な「ふくしま」を取り戻さなければならない。

また、県外に避難を余儀なくされ、ふるさとへの思いを募らせている子どもたち。その子どもたちの、一日も早く「ふくしま」へ帰りたいという願いに応えられるよう、震災前の笑顔あふれる「ふくしま」を再生させなければならない。

「ふくしま」の子どもを守り抜く。

この強い決意の下、県民の皆さん、関係団体、市町村、県が一丸となり、総力を挙げて、「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」に取り組み、豊かで美しく、子どもたちを健やかに育む福島県を再び築きあげていくことをここに宣言する。

平成23年7月8日

「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」推進会議会長

福島県知事 佐藤 雄平

(2) 県民健康管理調査について

今回の原子力災害を受け、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆様の健康管理を目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施します。

○調査内容

- ①基本調査（県外避難者を含む3月11日時点での県内居住者を対象）

3月11日以降の行動記録等を問診票に記入していただきます。

実施時期は8月頃（後述の先行調査の状況によります。）

- ②詳細調査（避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められる方
＝約20万人を想定）

身体計測、血液検査、尿検査等を健診方式で行います。詳細内容・時期等は未定。

※先行調査

①の基本調査を先行的に実施。

対象－浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区に居住または居住していた住民。

調査内容－①の基本調査に同じ

その他－この調査対象者の中から対象者選定のうえ、内部被ばく検査を順次行う。

○皆様へのお願い

先行調査の対象の方を除き、お手元に基本調査の問診票が届くまでにもうしばらく時間がかかりますので、**3月11日以降の行動等の記録（メモ）**をしておいてください。特に「いつ」「どこに」「どれくらい居たか」などの情報をできるだけ正確に問診票に記入の上提出していただくことで、被ばく線量を評価（推計）し、基本調査の結果を皆様一人一人にお知らせすることを考えていますので、お手元に問診票が届いた際にスムーズに記入ができるよう、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

●調査全般に関するお問い合わせ

福島県災害対策本部救援班県民健康管理チーム ☎024-521-8028
(毎日8:30~19:00)

●問診票への記載方法等に関するお問い合わせ

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局 ☎024-549-5130
(土日祝日を除く9:00~17:00)

【行動記録の記載例】

・屋内の場合、コンクリート製の建物の場合は☐、木造の場合は⊕と記入。

	滞在場所	時刻			地名・施設名
		6	12	18	
(例)	屋内	←①→	←④→	←④→	①自宅⊕ ②自宅の畑 ③車内 ④避難所
	移動		←③→		(〇〇体育館)☐ ⑤△△市××町〇〇
	屋外	←②→ 80分		←⑤→ 90分	

(3) 福島県復興ビジョン（素案）に関する県民意見の募集

県では、福島県の復興に当たっての基本理念・主要な施策を定める「福島県復興ビジョン」の素案について、より多くの県民の皆様のお考えを反映させるため、パブリック・コメントを実施しています。是非、御意見をお寄せください。

◆募集期間

平成23年7月15日（金）から平成23年8月3日（水）まで（必着）

◆応募資格

福島県内に住所や事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体のほか、県内の事業所や学校等に通勤・通学している方など、県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個人や法人その他の団体。東日本大震災により、福島県内から県外に避難している方であれば意見を提出することができます。

◆資料の入手方法

「福島県復興ビジョン（素案）」は、下記の機関で入手できるほか、県ホームページの「福島県復興ビジョン」のページからダウンロードできます。

- (1) 福島県企画調整部総合計画課（県庁本庁舎5階）
- (2) 福島県県政情報センター（県庁西庁舎1階）
- (3) 福島県各地方振興局（県北を除く）の県政情報コーナー

なお、郵送を希望される場合は、200円切手を貼った角2の返信用封筒を同封して、下

記問い合わせ先までご請求願います。

【お問い合わせ先】

●福島県総合計画課 〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 ☎024-521-7923

(4) 震災特例旅券について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により自宅が滅失したり損壊する等してパスポートの紛失届を提出された方が希望する場合、紛失等したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を、**国及び県の手数料を徴収することなく**発給する特例措置を行っています。

【お問い合わせ先】

- 福島県パスポートセンター ☎024-525-4032
- 福島県県中地方振興局パスポート窓口 ☎024-935-1222
- 福島県県南地方振興局パスポート窓口 ☎0248-23-1508
- 福島県会津地方振興局パスポート窓口 ☎0242-29-5220
- 福島県相双地方振興局パスポート窓口 ☎0244-26-1119
- 福島県いわき地方振興局パスポート窓口 ☎0246-24-6010
- 福島県南会津地方振興局パスポート窓口 ☎0241-62-2062

(5) 保護した犬猫を紹介した冊子について

福島県内で飼い主と離れた犬や猫約750匹の所在を紹介した冊子(A4判174ページ)を、福島県民の主婦が1冊の本にまとめました。1匹ずつ写真入りで紹介されています。

◆内容 保護された日付や場所、首輪の有無など手がかりとなる情報や、保護先の電話番号を掲載

◆入手方法 メール：題名に「リスト集送付希望」と記入(必須)の上、①希望冊数②配送先の住所(郵便番号も)③お名前④連絡先(任意)を記入して下記宛先まで
郵送：①～④を記載の上、下記宛先まで。

お申し込み後、後日、冊子が配送されます(リスト集代金・送料は無料です)。

【宛先】 ●メール wakanyan-1212@eco.ocn.ne.jp

●郵便 〒979-2453 福島県南相馬市鹿島区小池字原畑138-6 「渡辺和香子宛」

(6) 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

【窓口電話番号】 ☎024-523-1501

○相談時間：8:30～21:00(毎日)

※毎週水曜日(祝日含む)の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・原子力損害賠償制度の概要
- ・原子力損害賠償紛争審査会(所管：文部科学省)が定める指針
- ・賠償に係る今後の手続き など

【参考】

●東京電力「補償相談センター(コールセンター)」

☎0120-926-404(9:00～21:00)

(被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。)

●6月1日より警戒区域等に事業所を有する中小企業者の方々に対する営業損害に対し、仮払補償金の請求・支払いが開始されております。

中小企業一次仮払い相談室(福島県商工会連合会内)

☎0120-008-803(9:00～17:30)

2 雇用に関する情報

(1) 「風評被害対策『がんばろう ふくしま!』運動事業」職員の募集

◆目的

東日本大震災において本県は甚大な被害を受け、特に東京電力福島第一原子力発電所事故

による放射能汚染により、農産物をはじめとする本県産品に対する深刻な風評被害が生じており、本県の食産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあることから、安全な本県産農林水産物等を積極的に消費者にPR、販売促進を図り風評被害を払拭する活動を行います。

◆募集人数

【東京都内】

- ・八重洲観光交流館 1名（販売促進員）
- ・ふくしま市場 1名（販売促進員）
- ・築地場外復興支援店舗「築地緑の駅」（新設） 2名（販売促進員）

【福島県内】

- ・観光物産交流協会 1名（販売促進員）
- ・福島県農産物流通課 1名（事務補助員）

◆業務内容

- ①県関係の首都圏イベントの支援
- ②ふくしま市場、八重洲観光交流館の支援
- ③築地場外復興支援店舗の支援等

◆勤務条件

財団法人福島県観光物産交流協会の規程による。

◆雇用期間

平成23年8月1日（予定）～平成24年3月31日

◆募集期間

平成23年7月21日まで

【お問い合わせ先】

- (財)福島県観光物産交流協会 総務部（担当：佐久間） ☎024-525-4080

(2) がんばろう福島! “絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者が順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方、失業中の方
- ◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）
- ◆業務内容例

- ・コミュニティ業務の補助（清掃等の環境整備）
- ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）
- ・支援物資の整理・配布
- ・災害対策本部に関する補助業務 など

- ◆従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

- ・県北 : 株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・県南 : ニューワーク情報サービス有限公司 ☎0248-72-0064
- ・会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

【事業に関するお問い合わせ先】

- 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

（福島県ホームページにおいても、「福島 絆」で検索し、事業内容を確認できます。）

(3) がんばろう福島企業の企業！産業復旧・復興事業

第2回被災者・求職者向け合同企業説明会の開催について

東日本大震災等からの産業の復旧・復興のため、人材を求める県内事業所と県内就職を希望する求職者を対象とした合同企業説明会を開催します。

- ◆いわき会場 平成23年7月27日(水) 午前10時～午後1時
いわき市労働福祉会館(いわき市平字堂ノ前22)
- ◆会津若松会場 平成23年7月27日(水) 午後1時～4時
會津稽古堂(会津若松市栄町3-50)
- ◆福島会場 平成23年7月28日(木) 午前10時～午後1時
あづま総合体育館(福島市佐原字神事場1)
- ◆郡山会場 平成23年7月28日(木) 午後1時～4時
ビッグパレットふくしま(郡山市南二丁目52)

【お問い合わせ先】

福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

3 住宅に関する情報

(1) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

7月16日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- ◆浪江町 ☎03-5638-5055
- ◆西郷村 ☎0248-25-1117
- ◆葛尾村 ☎0242-83-0271
- ◆榎葉町(会津地区) ☎0120-562-150
(いわき地区) ☎0120-562-171

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

(県内避難者) 024-521-7698、7867

【受付時間：(毎日) 8:30～17:15】

(県外避難者) 024-523-4157

(2) 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。(8月末日までに入居可能な物件の申出を受付しています)。

なお、借上げ住宅特例措置の受付終了時期について現在調整しており、詳細は決まり次第お知らせします。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等(共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる)が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上(乳幼児を除く)の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

(3) 県外の借上げ住宅について（現在、県外に避難されている方が対象）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、7月16日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。）

- ◆青森県 ☎017-734-9580、9581
- ◆岩手県 ☎0120-882-606
- ◆宮城県 ☎022-211-3257
- ◆秋田県 ☎018-860-4503
- ◆山形県 ☎023-630-2640、2646
- ◆新潟県 ☎025-280-5444、025-282-1775
- ◆栃木県 ☎028-623-0618、0619
- ◆埼玉県 ☎048-830-5562、5563、5573
- ◆東京都 ☎03-5320-4943（7月中に案内開始予定）
- ◆兵庫県 ☎078-232-9564
- ◆沖縄県 ☎090-3794-0530、8217

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

（社団法人全国賃貸住宅経営協会 <http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>）

【担当】 県外避難者支援担当 ☎024-523-4157

(4) 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、以下の時点で旅館ホテルへお知らせください。

①市町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時
（退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください）

②旅館ホテルからの退去の日が決定した時（なるべく退去1週間前までには報告ください）

当初、旅館ホテルには7月末までの受入れをお願いしており、それ以降は受入れができない旅館ホテル等もあります。今後、別の旅館ホテル等へ移動いただく場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 ●福島県観光交流課 ☎024-521-7398

4 医療及び介護に関する情報

○医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から医療機関等を受診する際及び介護サービスを受ける際には、医療機関等又は介護事業所等に「被保険者証」の提示が必要となりました。

また、下記の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要となります。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村（保険者）に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかに該当する方

- ・ 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方（介護）
- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方（医療）
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院し収入が減少した方（介護）
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方（医療）
- ・ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ・ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

・ 免除期間は、平成24年2月29日まで（医療機関の入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日までを予定）

※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。（医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ）

8月1日から	郡山市（介護保険のみ）、南相馬市、田村市（国民健康保険・高齢者医療制度のみ）
9月1日から	白河市（介護保険のみ）
免除期間終了まで不要	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先（TEL）	設置場所
◆災害（支援）に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-755-199 043-290-4003 024-521-8127	(独)日本原子力研究開発機構 (10時～21時) (独)放射線医学総合研究所 (9時～21時) 8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連（10時～15時：平日） 県弁護士会（14時～16時：平日）
原子力損害の賠償に関する問い合わせ（県窓口）	024-523-1501	8時30分～21時（月～日） ※毎週水曜（祝日含む）の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援（東京電力関係）	024-521-0792 0120-926-404	東京電力福島地域支援室 福島原子力補償相談室（コールセンター）
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで（土日除く）】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課（感染・看護室）
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課

高齢福祉に関する相談	024-521-7164 024-521-7165	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、3機関9時～17時：平日) 福島いのちの電話 (10時～22時：土日含む) 震災こころのサポートセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター(9～21時) パープル・ホットライン(24時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(毎日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間9:00～16:00(火～土)
「震災に関する悪質商法110番」	0120-214-888	国民生活センター(10時～16時)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30～17:15)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日8時～17時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部(平日9:00～17:00)
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日8:30～17:15)
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日9:00～17:00)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター

◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9:00～16:00)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時)
(生活・就労相談)	03-3545-6140	[Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時)
(看護職の就業に関する相談)	024-525-2510	[福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
	0248-27-0041	ふくしま就職応援センター [白河窓口]
	0242-27-8258	[会津若松窓口]
	0244-23-1239	[南相馬窓口]
	0246-25-7131	[いわき窓口] (月～土：10時～19時)
	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8時30分～16時30分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課 【受付時間：8時30分から21時まで(毎日)】
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談	【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】	
国管理道路(国道4号,6号,13号,49号)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路(上記以外の国道、県道)などの土木施設に関する相談		
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課

「福島県からののお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】 <http://www.pref.fukushima.jp/j/>

※ページ中段の「避難者の皆さまへ(生活支援情報)」をクリックしてください。

また、最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】 <http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/saigai.html>

※ページの中の「避難所の皆さまへ」をクリックしてください。



市町村問い合わせ先一覧

(7月16日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埜町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	磐梯町
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
県中管内	郡山市	024-924-7111	会津美里町	0242-55-1122	
	須賀川市	0248-75-1111	南会津管内	下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111	檜枝岐村	0241-75-2311	
	鏡石町	0248-62-2111	只見町	0241-82-5050	
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
			浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)	
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		
		飯舘村	旧飯野町役場庁舎内 (福島市飯野町字後川10番地の2)		